

平成23年(ワ)第101号 損害賠償請求事件

原 告 上原正穏

被 告 株式会社琉球新報社

平成23年11月8日

証拠説明書2(甲号証)

那覇地方裁判所民事第2部合議係 御 中

原告訴訟代理人

弁護士 德永信一

甲3～22

甲	標 目 【原本・写し】	作成者 【作成年月日】	立証趣旨 【備考】
3 の1	Eメール 【写し】	屋比久吉広 【平成19年6月17日】	原告の秘書(屋比久吉広)が被告会 社の前泊記者のメール・アドレス () に対し、平成19年6月17日に原告 の「パンドラの箱」の一週間分の原 稿を送信した事実。 原稿は写真が揃った段階で直し を入れることが予定されていた。 【乙4はその1部。被告は甲3の3 の原稿を敢えて無視している】
3 の2	素原稿 【写し】	原告 【平成19年6月17日】	被告から掲載拒否された原告の3 回分の素原稿(乙4と同じ)

3 の3	素原稿 【写し】	原告 【平成 19 年 6 月 17 日】	被告から掲載拒否された原告の 2 回分の素原稿
4	『パンドラの箱を開ける時』【15】 【写し】	原告及び被告 【平成 19 年 6 月 16 日】	「パンドラの箱」の第 1 話「みんないなくなった・伊江島戦」の最終回は平成 21 年 6 月 16 日であること 【被告が第 1 準備書面で主張する 6 月 11 日は誤りである】
5	『パンドラの箱を開ける時』【16】 【写し】	原告及び被告 【平成 19 年 10 月 16 日】	中断した「パンドラの箱」が再開されたのは平成 21 年 10 月 16 日、実際に 4 カ月ぶりのことであった。
6	陳述書 【原本】	星雅彦 【平成 23 年 10 月 28 日】	琉球新報から依頼されて書いた星氏の集団自決に関する原稿が、その編集方針に合わないことを理由に掲載を拒否された事実。 【原告の原稿の掲載拒否も同様の理由であることの重要な状況証拠】
7	うらそえ文芸 ①『集団自決の断層』 ②『人間の尊厳を取り戻すとき』 ③『対談・上原正捻との一問一答』 【写し】	①星雅彦 ②原告 ③原告及び星雅彦 【平成 21 年 5 月発行】	①集団自決が住民の意思で行われたことを否定するのは史実の歪曲になる、②赤松、梅澤両隊長が集団自決を命じていないことを認めて心から謝罪することが沖縄人の人間の尊厳を取り戻す道、③都合の悪い記事や原稿を掲載拒否までの沖縄のメディアの偏った編集には問題が多いこと

8	潮「集団自決を追って」 【写し】	星雅彦 【昭和 46 年 11 月発行】	星氏が自らの調査と聞き取り翻訳した証言に基づいて渡嘉敷島の集団自決の真相について著述した論考(渡嘉敷島の集団自決は村民の意思に基づくものであって、赤松隊長の命令による強制はなかったことを示唆したもの)
9	判例時報 (2012-3) 【写し】	判例時報社 【平成 20 年 7 月発行】	<p>1) 最高裁 1 小法廷平成 20 年 6 月 12 日判決(NHK 番組期待権訴訟上告審判決)</p> <p>2) 特段の契約が締結されていない場合であっても、取材対象者が抱く期待、信頼が法的に保護され、番組制作者の編集の自由もそれに応じて一定の制約を受ける場合があること</p> <p>3) 横尾和子裁判官の少数意見(事実についての報道及び論評に係る番組の編集の自律は取材対象者の期待、信頼によって制限されることは認められないというもの)</p> <p>【「パンドラの箱」のコラム連載は、①事実についての報道ではなく、編集の自律が優先する場合ではない。②連載執筆契約があり執筆者の表現の自由と掲載の期待、信頼が尊重されるべき場面】</p>
10	琉球新報記事「『自決強制』を削除」 【写し】	被告 【平成 19 年 3 月 31 日】	平成 20 年度の高校教科書検定において文科省が集団自決における軍命が明らかではないとして、これがあったとする教科書に修正意見を付して削除させたことを取り上げた 1 面記事

1 1	琉球新報社説 【写し】	琉球新報社 【平成 19 年 3 月 31 日】	1) 反教科書検定キャンペーンの当初の社説 2) 当初は、「日本軍の直接の命令があつたかどうかは、確かに意見の分かれるところだ」としながら、「学校では多様な見方を学ぶことを教えるのが大事だ」とし、「歴史の見方を国が押し付けてはならない」という後のキャンペーンからみると公正な批判を行っていた。
1 2	琉球新報集団自決関連 社説 【写し】	被告 【平成 19 年 3 月 31 日 ～同年 9 月 30 日】	1) 被告が反教科書検定・軍命説キヤンペーンを張っていたこと 2) 被告の社説（12 本）にみるキャンペーンの激しさとその内容
1 3	琉球新報集団自決関連 記事 【写し】	原告 【平成 19 年 3 月 31 日 ～同年 9 月 30 日】	1) 被告が反教科書検定・軍命説キヤンペーンを張っていたこと 2) 被告の報道記事にみるキャンペーンの激しさとその内容
1 4	月刊W i l l 『これが沖 縄の言論封殺だ』 【写し】	江崎孝 【平成 19 年 8 月 発行】	1) 琉球新報による「パンドラの箱」の突然の連載中断は、都合の悪い記事を掲載しないという読者無視の「言論封殺」とみえたこと 2) 平成 18 年（2006 年）の地元 2 紙による教科書検定撤回キャンペーンは異論を挟めない凄まじいものであったこと
1 5	新聞倫理綱領 【写し】	社団法人日本新聞協会 【平成 21 年 7 月 23 日】	新聞は国民の「知る権利」の担い手として、「正確と公正」（新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されなければならない。）、「独立と寛容」（新聞は公正な言論のために独立を確保する。他方、新聞は自らと異なる意見であっても、

			正確・公正で責任ある言論には、すんで紙面を提供する)、「人権の尊重」を旨とし「品格と節度」を重んじなければならないとした。
1 6	社是・編集綱領 【写し】	被告 【平成 23 年 11 月 5 日 ダウンロード】	琉球新報の社是と編集綱領の内容
1 7 の 1 ~19	『パンドラの箱を開ける時』「バックナー将軍と家族の物語」①~⑩ 【写し】	原告、被告 【平成 21 年 12 月 18 日 ~平成 22 年 1 月 22 日】	1) 原告は『パンドラの箱』の「第 4 話 終わりなき戦い」において「バックナー将軍と家族の物語」を執筆したが、そこで琉球新報での連載『戦争の時、平和の時』に書いたバックナー中将の最後を下敷きにしたものである。 2) 「ここでの物語はその要旨にすぎないが、この『終わりなき戦い』に欠かすことのできない部分なので再び紹介した」(申 17 の 11) 【原告の戦記者の著述スタイル】
1 8 の 1 ~10	『戦争の時・平和の時』「バックナー中将の死をめぐる人間の物語」1 ~10 【写し】	原告、被告 【平成 14 年 6 月 14 日 ~平成 14 年 7 月 2 日】	原告は琉球新報に連載した『戦争の時・平和の時』に「バックナー中将の死をめぐる人間の物語」を書いている。
1 9 の 1 ~7	『戦争を生き残った者の物語』「第 5 話大田提督の最後」①~⑦ 【写し】	原告、被告 【平成 18 年 8 月 11 日 ~平成 18 年 8 月 23 日】	『パンドラの箱』の前に連載した『戦争を生き残った者の記録』における「第 5 話 大田提督の最後」は、旧作『沖縄戦トップシークレット』に記載したものを基に書いたものであること 【原告の戦記物の著述スタイル】
2 0	『沖縄戦トップシークレット』 【写し】	著者：原告 発行：沖縄タイムス社 【平成 8 年 3 月 8 日】	沖縄戦トップシークレットに記述された「第 10 話 写真の裏の眞実－大田實提督の最後－」「第 11 話 牛島司令官の死の謎」の内容

21	『沖縄戦アメリカ軍戦時記録』 【写し】	著者：原告 発行：三一書房 【平成 61 年 7 月 31 日】	原告が発掘したアメリカ軍第 10 軍 G 2 レポートの記録の翻訳。そこに表れた大田少将の死、牛島中将の死、バックナー中将の死の物語
22	陳述書「ぼくが読者に伝えたかったことと琉球新報の言論封殺」 【原本】	原告 【平成 23 年 11 月 5 日】	『パンドラの箱』の第 2 話「慶良間で何が起きたのか」の構想。原告の著述のスタイル。琉球新報の集団自決軍命キャンペーンの異様と言論封殺。